

川西市住宅改造費助成事業（一般型）制度利用のご案内

みなさんが住み慣れた所で、できるだけ長く暮らしていただく為に、お住まいになっている住宅の将来に備えたバリアフリー改造、ヒートショック対策改造を支援する制度です。

ここでは、制度利用の手続きと制度の概要についてご案内しています。より詳細な内容につきましては、地域福祉課（072 - 740 - 1174）までお問い合わせください。

1. 助成対象者

以下の条件を全て満たす世帯

川西市内に居住で65歳以上の高齢者がいる世帯

（介護保険の要介護・要支援認定や65歳未満で障害者手帳の交付を受けている方は特別型の対象）

世帯で初めての住宅改造助成事業の利用である

（本助成の利用は一般型か特別型いずれかを世帯で1回限りです。過去に受けたことがあれば利用できません）

前年の総所得金額が600万円以下の方

以下の住宅は助成対象外となります

住宅の建替えや、新築または中古の住宅を購入する場合

公営住宅

助成決定を受ける前に工事契約または着工を行った住宅

2. 助成条件

改造箇所のうち2カ所以上への手すりの取り付けまたは

屋内の全て（階段、玄関の上がり框除く）の段差解消

耐震診断の実施（昭和56年5月31日以前に着工された住宅のみ）

完了手続き時に耐震診断の報告書を併せて提出してください

以下に該当する場合、耐震診断報告書の提出は必要ありません
枠組壁工法（ツーバイフォー工法）
丸太組工法
建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号） による改正前の建築法第38条の規定に基づく認定工法
各工法等が確認できる証明書類も添付してください

川西市では無料で簡易耐震診断を実施しております

申請等の詳細は以下の窓口にお問い合わせください

【川西市役所 都市政策部 住宅政策課】

・市役所5階

・TEL 072 - 740 - 1205

・MAIL kawa0207@city.kawanishi.lg.jp

3. 手続きを行える方

申請者ご本人またはご家族、施工業者のいずれかの方

申請者は原則、生計中心者で、かつ施工業者と工事契約を行う方

4. 申請から手続き完了までの期間

申請期間は各年度の4月1日より開始し、おおむね11月末日で終了します

申請から工事の承認までには、一定の期間がかかります（概ね1ヶ月程度）

工事完了の手続きは、各年度の2月末日までに書類を提出してください

5. 手続きの流れ

地域福祉課の窓口にて「住宅改造（一般型）相談票」と関係書類（P.4）を提出ください

お住まいの現況と改造工事の内容確認の為に訪問調査を実施します

「住宅改造費助成事業実施申請書」と関係書類を提出ください

申請内容について、審査を行い、実施決定通知書を送付します（申請から2週間程度）

工事に係る契約の締結後、着工してください

工事の完了後、「住宅改造工事完了届」と関係書類を提出ください

工事完了後、内容を書面にて確認します

「助成金請求書」を提出ください

助成金確定通知書を送付し、指定された口座へ助成金を振込みます。

工事の内容や金額を変更するまたは中止する場合は必ずご連絡ください

変更または中止の手続きが必要になる場合があります

6. 助成額

バリアフリー化工事

助成対象工事費	助成額
75,000円以上150,000円未満	40,000円
150,000円以上300,000円未満	75,000円
300,000円以上600,000円未満	150,000円
600,000円以上900,000円未満	250,000円
900,000円以上	300,000円

ヒートショック対策工事

助成額	
上限を5万円とし、助成対象工事費の1/3を助成する。	
(例)	
・助成対象工事費25万円の場合 15万円(上限額) × 1/3 = 5万円	・助成対象工事費12万円の場合 12万円 × 1/3 = 4万円

7. 助成対象工事

改造箇所	助成対象工事
浴室・洗面所	【浴室】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの設置（浴槽及び洗い場必須） ・ 浴室出入り口の段差解消 ・ 開口幅確保の為の間仕切り壁改造（65cm以上） ・ 中折れ戸または引き戸への変更 ・ 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さが35cm～45cmの浴槽の設置 ・ サーモスタット式、レバー式の水栓への取り替え ・ 高齢者等に配慮したユニットバスの設置 （上記条件を満たしたもの） 【洗面所】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面出入り口の段差解消
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの設置 ・ 出入り口の段差解消 ・ 中折れ戸または引き戸への変更 ・ 和便器から洋便器への取り替え
玄関（玄関から道路までに至る通路を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの設置（玄関框部分必須） ・ 引き戸への変更 ・ 段差解消（スロープ設置等）
廊下・階段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの設置 ・ 滑り止めの取り付け
居室（対象者用に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入り口の段差解消 ・ 中折れ戸または引き戸への変更 ・ 畳からフローリングへの張り替え
台所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入り口、間仕切りの段差解消 ・ 中折れ戸または引き戸への変更
浴室 便所	【浴室】（ヒートショック対策） <ul style="list-style-type: none"> ・ 暖房機の設置（新設） 【便所】（ヒートショック対策） <ul style="list-style-type: none"> ・ 暖房便座、温水シャワー付トイレの設置（新設）
上記共通	その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するもの

各箇所の新設・移設・面積の変更・間取りの変更を伴う場合は対象外
 ユニットバスの助成対象は上表記載の対象部分のみです。見積書は各部位ごとに
 金額を明記してください。また、展開図及び介護保険振分表を添付してください

住宅改造費助成制度（一般型）手続きに必要な書類

住宅改造費助成制度（一般型）の手続きにつきましては、以下の書類が必要となりますので、手続きの際には提出漏れのないようご注意ください

「住宅改造（一般型）相談票」提出時

「住宅改造（一般型）相談票」

工事計画図面（現況図及び施工計画図面）・・・予定分

工事費用見積書・・・予定分

工事箇所の写真（撮影の日にちが入ったもの。A4版に貼り付けて改造箇所を明示。）

建築年月が確認できる書類の写し（建築時の確認通知書または検査済証、登記簿謄本、固定資産税公課証明書 等）

ユニットバスの工事を伴う場合、ユニットバスの展開図、介護保険用振分表も併せて提出ください

「住宅改造費助成事業実施申請書」提出時

「住宅改造費助成事業申請書」

「住宅改造助成事業（一般型）確認書」

工事計画図面（現況図及び施工計画図面）・・・最終決定分

工事費用見積書・・・最終決定分

同居者全員の所得が確認できる書類（源泉徴収票、課税証明書 等）

「住宅改造工事完了届」提出時

「住宅改造工事完了届」

工事費用請求書・・・最終見積に対応するもの

工事費用請求内訳書・・・最終見積に対応するもの

工事費用領収書（コピー後、原本はお返しします）

施工後の工事箇所の写真（撮影の日にちが入ったもの。A4版に貼り付けて工事箇所を明示。）

契約書の写し

「住宅改造費助成金請求書」

「住宅改造工事完了届」及び「住宅改造費助成金請求書」については、実施決定通知書を送付する際に同封致します。

住宅改造（一般型）相談票

ふりがな		性 別	生 年 月 日
申請者氏名		男・女	年 月 日
住 所 等	〒 川西市	連絡先	住宅の建築年月
			年 月
生計維持者		続 柄	
対象高齢者		続 柄	
住宅所有者		続 柄	
希望改造箇所 及び内容（詳 細は関係書 類）のとおり	浴室・洗面所		
	トイレ		
	玄 関		
	廊下・階段		
	居 室		
	台 所		
	ヒートショック 対策工事		
施行事業者名			
住 所 等	〒 連絡先		